議第67号

三島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案

三島市自転車等駐車場条例(平成6年三島市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「できる時間」の次に「(以下「入出場時間」という。)」を加え、「午前6時から午後9時(三島市三島駅北口自転車等駐車場にあっては、午後12時)まで」を「別表第1の名称の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の入出場時間の欄に掲げるとおり」に改め、同条第2項中「同項ただし書の自転車等を入場させ、若しくは出場させることができる時間」を「入出場時間」に改める。

第5条中「左欄及び中欄」を「名称の欄」に、「右欄に定める駐車対象車両」を 「駐車対象車両の欄に掲げるとおり」に改める。

第8条第1項中「(以下「利用者」という。)」を削り、「入場させるとき」の次に「(三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、駐車場を利用した者が駐車場から自転車等を出場させるとき)」を加え、「その利用者」を「その者」に改め、同項第2号中「30分以内」を「三島市三島駅北口自転車等駐車場又は三島市広小路自転車等駐車場において30分以内」に改め、同条第2項中「期日」を「期限」に、「利用者」を「利用した者」に改め、「得た額」の次に「(三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、その超過時間24時間までごとに別表第2に定める額)」を加え、同条第3項中「利用者」を「者」に改め、「得た額」の次に「(三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、入場した時から起算した駐車時間24時間までごとに別表第2に定める額)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第4条、第5条関係)

名称	位置	入出場時間	駐車対象車両		
三島市三島駅南口自	三島市一番町17	午前0時から	自転車		
転車等駐車場	番21号	午後12時まで	原動機付自転車		
			自動二輪車(排気量		
			が0.125リットル以		
			下のものに限る。)		
三島市三島駅北口自	三島市文教町1	午前6時から	自転車		
転車等駐車場	丁目3番88号	午後12時まで	原動機付自転車		
			自動二輪車(排気量		
			が0.125リットル以		
			下のものに限る。)		
三島市広小路自転車	三島市広小路町	午前6時から	自転車		
等駐車場	11番1号	午後9時まで	原動機付自転車		
			自動二輪車		

別表第2備考に次のただし書を加える。

ただし、三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては、24時間以内におけ る1回の利用をいう。

別表第3中

Γ

	13°			Л			È	単		位		金			額					
	区					分		'1'		111/		_		般	学		生			
自		転		車	□	数	駐	車	券	1 (0 0	円券	12枚			1,	000円		1	,000円
		11 /4		半	定	期	駐	車	券	1		筃	月			1,	500円		1	,050円
原	動機	付	自転	車	口	数	駐	車	券	1 !	5 0	円券	12枚			1,	500円		1	,500円
自	動	<u>-</u>	輪	車	定	期	駐	車	券	1		筃	月			2,	500円		1	,750円

を

Γ

Δ V		単位	金額				
[区分		一般	学生			
自転車	回数駐車券	100円券12枚	1,000円	1,000円			
		(三島市三島					
		駅南口自転車					
		等駐車場に					
		あっては、12					
		回分)					
	定期駐車券	1 箇月	1,500円	1,050円			
原動機付自転車	回数駐車券	150円券12枚	1,500円	1,500円			
自動二輪車		(三島市三島					
		駅南口自転車					
		等駐車場に					
		あっては、12					
		回分)					
	定期駐車券	1 箇月	2,500円	1,750円			

に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊 岡 武 士